

2026年度フリースクールおやまの学校運営業務 委託事業者評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 2026年度フリースクールおやまの学校運営業務を実施するにあたって、プロポーザル方式の審査及び評価等を厳正かつ公正に行うため、2026年度フリースクールおやまの学校運営業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 評価方法及び評価基準（評価項目、点数配分等）の審査に関すること。
- (2) 提案の審査及び評価に関すること。
- (3) 結果の公表方法に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員4人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育委員会事務局管理部長
- (2) 教育委員会事務局学校教育部長
- (3) 教育委員会事務局学校教育部学びづくり課長
- (4) 市民局北部支所北部地域振興課長

(委員長)

第4条 評価委員会に、委員長1人を置く。

2 委員長は、教育委員会事務局管理部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会の会議は、委員長が招集する。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 評価委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 評価委員会の会議は、非公開とする。

(委員等の責務)

第6条 委員及び評価委員会の会議に出席した者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(評価委員会の庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、教育委員会事務局管理部学校再編推進室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、2026年（令和8年）2月20日から施行し、2026年度フリースクールおやまの学校運営業務に係る委託業者が決定したときに、その効力を失う。